

保護者 様

稲城市立稲城第四小学校
校長 高橋 裕之

出席停止の連絡

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により、他の児童・生徒に感染するおそれのある期間は、登校できないことになっています。医師が感染のおそれがないと認めるまで、登校を見合わせていただきますので、ご了承ください（出席停止期間は、欠席扱いになりません）。

- 医師から登校の許可を得ましたら、「登校許可届」を学校にご提出ください。
- ①、②、③は保護者の方が記入し、④は必ず医療機関名・医師名の捺印をもらってください。
- （稲城市医師会加盟の医療機関では無料となります。）
- 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザにつきましては、別用紙でご提出ください。

《感染症の種類と出席停止》

	疾病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、MERS、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、	治癒するまで
	インフルエンザ（※別用紙でご提出ください。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症（※別用紙でご提出ください。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎（A型）、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、その他医師が感染すると認めたもの	医師が感染の恐れがないと認めるまで

登校許可届

記載日 令和 年 月 日

① 学校名 _____

児童・生徒氏名 _____ 年 組 番 _____

保護者署名 _____

上記の児童・生徒は、下記の疾病が軽快し、感染のおそれがないと認められ、
令和 年 月 日 から登校可能であると下記医師等より許可（指示）されました。

② 疾 病 名 _____

③ 出 席 停 止 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

④

登校許可した医療機関名・医師名の印
年 日 日